○外務省告示第二百八十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年七月二十二日
発行年月日　令和七年六月十八日
旅券番号　ＭＶ〇二八七五〇五

○外務省告示第二百八十九号

令和七年七月九日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　五億七千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十号

令和七年七月十五日にイスラマバードで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億七千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
パキスタン側　カジム・ニアズ経済省次官

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十一号

令和七年七月十六日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
日　本　側　加藤隆一在ギニア共和国大使
ギニア側　モリッサンダ・クヤテ外務・アフリカ統合・在外自国民大臣

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十二号

令和七年七月十六日にジュバで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　小山裕基在南スーダン臨時代理大使
世界食糧計画側　マリー・エレン・マクグローティ在南スーダン事務所代表

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十三号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十五年五月二十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったインフラ緊急復旧改善計画（フェーズ1）の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和六年八月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十四号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年三月二十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになった全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅠの実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年六月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十五号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになった全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅡの実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十六号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従ってミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったヤンゴン環状鉄道改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年二月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町平川字道ノ上五一九五の三（次の図に示す部分に限る。）、五一九三の一二、五二一一、五二一三の四、字上ノ原五二二一の二、五二二三の二、五二二三、五二二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）